

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第71回理事会

平成16年1月

陣論



横田 洋三さん

中央大学法学部教授。国連大学
学長特別顧問。専門は国際法。著
書に「国際私法」「国際公法」
など。63歳。

国連と武力行使

国連安保理は十六日、多国籍軍派遣などを容れイラク復興
決議をようやく採択。米欧対立は、米、修盟の方向に向かっ
たかに見える。しかし、安保理内の対立が国連に及ぼした
影響が消えただけではない。国連は今後、時代の要請に応える
機能を発揮できるのか。

聞き手・解説員 渡瀬 博明

「フランスは安保理を離れない」「テロとの戦い」であらゆる手
イラク戦争は国連憲章違反との米、段々取る立場がある。この決議を
批判を要する。イラク攻撃を単純
横田 国連憲章は武力行使を禁
に違法とは決めたわけではない。

長期平和維持、なお貢献

しており、例外は自衛と安保理が
認めた時だけ、という見方が強か
った。しかし、憲章二条四項は、禁
止する武力行使を「他国の」
領土保全又は政治的独立に對す
るもの、あるいは「国連の目的
と適合しないもの」としている。

横田 同時テロ以来、米国民は
米領土の恐怖を感じてきたが、フ
セイン大統領はその同時テロを
歓迎した。テロ組織とイラクが
持っているかもしれない大規模破壊
兵器が結び付いた、という不安
は米国民に極めてリアルで、自衛
論は説得力をもった。しかし安保
理憲章は米国民の不安に答えるも

ではなかった。国連は国際テロ
に有効な答えを出していない。
——米国民は国連決議違反や自衛
を前面に出した。
横田 大規模テロは国連憲章時
には想定されておらず、米国民はテ
ロへの対処を従来の枠組みで説明
しようとした。しかし武力行使を
許した決議六七八は「中東」地
域の平和と安全を目的としてい
るから無理があるし、自衛権も同

時テロから二年もたっていて、恐
怖性には何うも説明できない。
法的根拠は憲章二条四項の柔軟解
釈に求めた人々だ。それにしても
米国民は、欧州も自らの安全を国連
に依存する気はないのに、なぜあ
れほど米国民に国連決議を求めたの
かと不信を感じたと思う。実際、
大國は武力行使で国連に判断を問
うとはまずなかった。フーラク
ランド戦争もスエズ・ペドナム、
といふことが明らかだ。

アフリカも国連の枠外だった。
——国連は集団安全保障機構として時代に対応できるか。
横田 国連は経済や環境、人権
といった分野は得意だが、安全保
障では、日本や米、NATOに頼
る状態が当面続いている。だから
といって軍事行動を止めた国が、
軍事・政治以外の自衛防衛を国
連に任せざるを得る。うまく行か
ない。テロでもそう。軍事行動
は自衛の安全や利益のため
に行われるが、国連の
人道・開発援助は国際公
法が目的だ。最初から商
者で方針を調整するなら
ともかく、そうでなければ、後か
ら国連が行っても限界がある。
——国連の出番は限られるか。
横田 そうはいえない。イラ
ク問題で、長期的な平和のために
は、国連の枠がいかにいいところ
に大國も気づいたのではないかと。今
後は旧来の国連の枠組みだけでな
く、新たな事態に対応できるように
調整が必要で、米欧の国連を離れて
いくことが必要だ。

有効活用は 加盟国次第

いことを示している。通
法、論も根拠はいえ、
国連には限界があるが存在
意義はある。しかし、改革が
必要。という点でも一致し
た。国連はある意味で、生
かすも殺すも加盟国つまり
は加盟国の国民次第だ。二
十二世紀に国連をどう生か
すか、我々自身が考えてい
きたい。

2003.11.6 木

総合ニュースの焦点



赤松 良子さん

緑が中心だが、文部大臣
の公職を引退してか
らの休みの活動もさ
る。のバイオエアである。男
の元。女雇用機会均等法の「生
みの母」とも呼ばれる。政治
NHKで「アフリカ」を代表とし
「X」がその昔10
年を取り上げた。

見識がしっかりして

女性の視点を生かす人を

長い列に加わる、と
いう言葉が、松を励まし
続けてくれた。松は「均等法をつ
男女平等実現のための
道を開いた。多くの女性
たちの良い列。過去から
未来へ。パトナツチは
均等法ができるまでの記

めている。国政や知事選、議員を多数、政治の場に出
主な地方選挙に立候補する。出した。秋の叙勲で旭日大綬
る女性を賞金に就いて文部、総選挙でも推薦候補を
限する。すでに知事や議、バックアップ。上投與す

労働省婦人少年局
長、元文部大臣、
相を経て、現在、国
際女性の地位協会会
長、文京学院大、大
学客員教授。



る側が男女同じなのに、
選ばれる側の女性が少な
いのはフェアじゃない」
女性なら誰でもいいの
か？と問われる。「見識
がしっかりと、女性の
の女性受難者になった。

写真・佐藤賢二

2003.11.11 星期日

呼ひ名に潜む大きな溝

和田春樹

東京大名醫教授

（ロシア史）

戦中戦後の日本人は「Southeast Asia」といふ言葉を覚えて、迷いなく「東南アジア」と訳した。朝日新聞では、一九四五年十一月五日号

「アジア方面に拡大中の政情不安」について報じている。

れ。東京大文学部卒。東北大
東北アジア研究センター客員
教授。近著に『日本・韓国・
北朝鮮——東北アジアに生き
る』(青丘文化社)。



はじめて登場したのは、十年前の、「北東アジア」とな。日本の國語辞典、百科事典のア課、南東アジア課、南西アジアの中であつた。日朝平壤宣言、明治以降、日本は欧米かにはいいまだ「北東アジア」でアジア課と改称した。東南アジアの中で「北東アジア地域」の十六方位の考え方を学んも「東北アジア」ともない。だ平和と安定のための協力だ。その際は、直訳して、北が北朝鮮では、九八年に出地に、英訳の直訳で南東アジア地域の信頼醸成を図るため、北東、北東、東北東、東南に「朝鮮大百科辞典」にはア課をつくり、韓国・北朝鮮の枠組みの整備が必要だと、東、南東、南南東とさせるから「ソブツアセア」（東北アを扱う課を北東アジア課としいる画期的な認識が示されえなかつた。だから方位をさシア）の項目がある。韓国でた、本年三月、盛武総理閣下、多摩来として、北東アジアの

三、四課を中国課、北東アシ

統領は親任の辭で、東北臨時定府し、北東の風を呼ばれてゐた陸奥界の『國勝大辞典』に「つものまど」としてとらえ、傳を連發した。朝日新聞刊。

實は、日本が属す地域を、

はそれを「東北アジア」北
東アジアの時代」と翻訳併記
だが、言葉の問題がある。
「シニア」が収容されて
中国では「陽清州」を「東北
北」

つまり日本以外の諸國の「東洋」は「東南アジア」と並ぶ言ひといふからして、断然「東北」が確立している。八八年「日本海」に

並んで、「東北アジア」といって最近同社から出た私の本も生まれて九〇年代には、東北・国内限定用にして「North Asia」と認識が確立している。「東北アジア」の家の家といふ研究所が天理社会科学部で、その研究は、

る文化圏で、東西をつなぐ問題である。大学では、九七、北京大学に設置されている。前に出して、南北を後ろにつく。年発足の東北大学、東北アジア、台湾も同じである。アジアになる家格がつけられた。

ところで、ヨーロッパでは、足の高根県立大学北東アジアは「東南アジア」という認識が北東アジア課の名称の影で

「S. Asia」であり、直訳している。これは、戦後、日本が英米で確立したのは戦中戦後のことであつたという。漢字文化圏の言葉をとら

DV防止 青少年期から

——26日、福岡市でシンポ

アニタ・ロバーツさんら参加

財団法人「女性のため
のアジア平和基金」
(「アジア女性基金」東
京)が二十一日午後六時
から、福岡市中央区天神
のアトリウム福岡で、メ
ス・イックバ・オレンス
(DV)防止法に関連し
たシンポジウム「なぜ暴
力になってしまうのか―暴力
未然防止教育の可能性
―」(外務省、西日本新
聞社後援)を開く。

止や被害者保護を規定し
たDV防止法の施行から
二年余り。国内的には被
害者や加害者への取り組
みが徐々に進んできてい
るが、世界的には、一歩
進んで青少年からのDV
防止教育の重要性に関心
が高まっている。

今回のシンポでは、青
少年向け暴力未然防止
プログラムの創設者である
カナダ人のアニタ・ロバ
ーツさんが講師として招
かれ、二十七年前から取
組んでいる同プログラ
ムについて、体験談を交
えながら、その効果を紹
介する。加害者向けプ
ログラムを展開する「メ
ス・イックバ・オレンス」
の原田一代表(福岡市)
も講演する。

会場からの質疑応答も
可能。同時通訳つき。入
場無料。問い合わせは同
基金福岡シンポジウム係
1103(3514)40
71。

03.11.21 西日本新聞

-6-

戦後も続く虐待

「女性に地位と教育を」

イラクへの自衛隊派遣が始まる中、戦争の現実を知ろうと、アジア諸国の女性が集まり、「戦争と女性」国際専門家会議

アジア女性30人
堺で専門家会議

が17日、大阪府堺市で開かれた。被害は女性や子どもに集中し、戦後も続く実態の報告があり、女性の地位向上や教

「暴力の連鎖断ち切る」

育の拡充で暴力の連鎖を断ち切る」との訴えが相次いだ。国内30000カ所に報告書が送られ、支援などに役立てられる。従軍慰安婦問題に取り組んできた外務省の外部団体「アジア女性基金」が、最近の女性の尊厳も

の約30人が参加した。アフリカニスタンの女性教育センターのシンカイ

が、最近の女性の尊厳も

の約30人が参加した。

アフリカニスタンの女性

教育センターのシンカイ

とが文明たるのか。子どもたちが膨らみ福祉が削られ、17日午後1時、堺市市民会館で開か

る。女性が声を上げない。女性団体協議会(072

223・0333)。

【大島秀利】

2004.1.14 姜AD

多様な論点浮き彫り

● 水報告

昭和9年代後半、日本政治の焦点のひとつとなつたのが、従軍慰安婦問題だ。昨年暮れ、東京都内でシボツ云々「慰安婦」問題再びが聞かれ、女性のためのアジア平和国民基金に

に野党が提出しているを指摘。そして国家間で一時的強制被害者問題ではなく、被害者個人が国際解決促進法案に期待に對して、個人賠償権を求めた動きに、新しい戦後の国際法の秩序のもと、日本政府が守らなければならない様々な制約の中ではきりきりできる程だったのでないかと締めくくった。

1994年12月

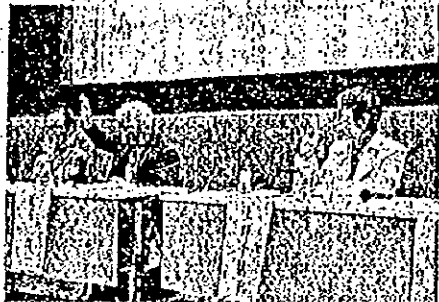
東京大學のC. H. 郎東大教授の6人。
シエクト大行参事、朝日新聞社主シエクトの
主筆。パネリス下は大沼、
保昭東大教授、和田春樹、
同文部教授、前井祐一、
日本の戦争責任資料と
シエクト共同代表、上野
千鶴子東大教授、山口公
人東出財団会長、橋爪大
民と政府が共に置いの

い事業に對してこれ
まで日本政府による回
家補償を回避するもの
という批判があつた。

これに對し「基金」
贈送の大沼氏は、其金を
國家の一日としての國

主体となるという公共の
性の新たな形での模索
と位置づけた。

同理事の和田氏は、残された問題として、韓国、台湾で被害者の過半が事業を愛好入れなかつたことに對する、日本政府の態度表明などを挙げた。高井氏は、基金は失敗したといひ、立法解決をすべきだと主張、国会



2003.10.16 読売(夕)

中国：遺棄兵器事故の見舞金など

34億円で最終調整

政府は十六日、中国黒竜江省の八里河市で八月に起きた旧日本軍遺棄化学兵器による中毒事故について、中国側が行う事故調査を「白川閣政府間で詳細を結

め、二十日からタイ・バンコクで開かれるアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議に合わせて開催予定の日中首脳会談までの決断を目指す。支出金は、①犠牲者の遺族への見舞金②やけどなどを負った被害者四年間の治療費③事故再発防止のための調査費用④などに使われる見通し。

当初日本政府は一億円程度の支出を検討していたが、中国側が反発したことから、今年度予算に計上された「遺棄化学兵器処理事業費」二百九億円と外務省予算の一部から支出される見込みだ。

日本に謝罪、補償求める

強制 被害者・遺族協会結成

強制連行されたすべての被害者・被害者遺族の恨み多し。名簿と算帳を収め、日本に謝罪と補償を求めるために、強制連行被害者・遺族協会が6日、平壤で結成された。

日本軍「慰安婦」、強制連行被害者補償対策委員会、被害者遺族と関係者、強制連行の被害者、遺族、平壤市民らが参加した結成総会では報告と決議がなされた後、協会の声明、日本政府に送る手紙などが採択された。日本政府に送る手紙は、日本政府が朝鮮半島に犯したあらゆる重大人権侵害行為について事件別真相を調査、公開す

会場で展示された強制連行者の名簿と見入る被害者遺族



るよう、朝鮮人強制連行の真実が明らかになり、被害者遺族の要求を遂行し、謝罪と補償を求めることを主張した。そして遺族、朝鮮人民に

対したあらゆる重大人権侵害行為について真相を調査し、被害者遺族と関係者に謝罪と補償を求めるよう求めた。また、被害者遺族の要求を遂行し、謝罪と補償を求めることを主張した。

朝鮮人強制連行被害者遺族協会結成総会の手、三三・カリン、サヤン連隊に送る手紙は、被害者遺族の要求を遂行し、謝罪と補償を求めることを主張した。そして遺族、朝鮮人民に

総会では、朝鮮人強制連行被害者・遺族協会の規約が採択され、同協会の三代表メンバーが選出された。(朝鮮通信社)

2003.11.18

従軍慰安婦 訴訟

旧兵士が「虐待」証言

第2次世界大戦中、強制的に日本軍の従軍慰安婦にされたとして、中韓人女性4人が、日本政府に損害賠償を求めた訴訟に、旧兵士たちが証言した。山西省に配属されていた兵士(83)が証人として出た証言によると、女性を全裸で連行した。途中で女性の乳児を力押しに放り投げると、女性も後を追

つて身を投げた。死んだと思います」と語った。

2003.12.12 J7.

State ran wartime brothels: U.S. archive

By K. CONNIB KANG

The Los Angeles Times

LOS ANGELES — The Japanese government was directly involved in developing and operating military brothels where hundreds of thousands of Asian girls and women were forced to work as sex slaves during the war, according to a recently declassified U.S. report issued by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, on Nov. 15, 1945, the 36-page report offers the most detailed account yet of how the military brothels, euphemistically called "comfort stations" or "houses of relaxation" were run during Japan's conquest of Asia.

Japan has denied any official approval of the brothels, arguing they were created by civilians. But the report, based on statements of Japanese prisoners of war and documents seized by the U.S. military, said operators received licenses from the Japanese military and worked under its direct supervision.

The documents were obtained from the National Archives by an international team of researchers affiliated with the University of California, Riverside, and Seoul National University under the federal Freedom of Information Act. The report is expected to give ammunition to human rights activists who have been fighting for reparations for the surviving victims of what some scholars refer to as the "Pacific Holocaust."

"Americans know much about the Nazi atrocities against the Jews, but they know very little about the atrocities committed against Asians by the Japanese military," said Edward T. Chang, a professor of ethnic studies at UC Riverside and coordinator of the research team.

"The documents we now have contradict what the Japanese government has been

saying," Chang said. "In the face of the irrefutable evidence, the Japanese government needs to admit its responsibility and come clean."

A spokesman for the Japanese Embassy in Washington, who asked not to be named, said the government could not comment on the report because it had not seen it. He did, however, repeat Japan's position that the brothels were set up without government sanction and that all claims against Japan were settled in the 1951 peace treaty with the United States and other Allied powers.

Former sex slaves want the Japanese government to pay reparations and admit its responsibility in an official letter of apology similar to the U.S. admission that its evacuation and 1942-45 internment of Americans of Japanese ancestry was a "national shame" and its compensation to surviving victims.

In the face of the irrefutable evidence, the Japanese government needs to admit its responsibility and come clean.

Japan has expressed regret in various forms but not in such an official apology. A privately established fund has paid compensation to some of the women, but most of the former sex slaves have refused to accept the money because it is not from the government.

An estimated 200,000 to 400,000 women from Japan and from China, the Korean Peninsula, the Philippines and other areas that Japan occupied during the 1930s and 1940s were forced to work in the brothels.

According to the report, sex slaves were provided room and board, but they had to split medical expenses for treating

their sexually transmitted diseases with the brothel operators, and had to pay for their clothes and grooming out of a small stipend they were to have received.

But in fact, the women, who were abducted or tricked into the brothels by agents for the Japanese government, were never paid, former "comfort women" told researchers. Sex slaves were to get one day off a month, but that too was ignored, they said.

Prices for sex varied, depending on the rank of the customer and the ethnicity of the sex slave. Officers paid more than enlisted men. Japanese sex slaves cost the most, followed by Koreans.

Two years ago, scholars affiliated with the Center for Research and Documentation of Japan's War Responsibilities in Yokohama reported at an international conference in

Los Angeles that the comfort women system was carried out by every section of the military and by Japan's administrative machinery.

But the newly revealed U.S. documents go into much more detail on how things worked. For example, according to the report, brothel operators were required to keep a daily log that included information on the number of soldiers served, their rank and payments received, along with the name of the brothel, stamped with the seals of the owners and the women. The operators also submitted a monthly accounting of operations to the officer in charge.

Comfort stations bore names like "Dawn's Club," "Chrysanthemum House" or

"Drunkards' Flower Garden," or just "House of Relaxation," preceded by a number, such as No. 2 or No. 3.

Brothels were established under strict regulations and were sanctioned by military authorities in any areas with large numbers of troops, the report said. "Inmates of these brothels are regularly inspected for venereal diseases," it also said.

Researchers say the actual number of sex slaves might have been closer to 100,000 than to the 200,000 previously estimated by a United Nations human rights agency because the U.N. estimate did not take into account China, which came into the research picture much later.

No one knows how many victims are still living, because many remained too ashamed to be identified. But on the Korean Peninsula alone, about 330 victims have come forward since the 1990s, according to Chang. Those still living are in their 70s and 80s.

Historian Su Zhi Jiang, of Shanghai Teachers University, said the Japanese military set up 90 comfort stations in Shanghai alone, with 500 women at each station.

The UC Riverside and Seoul National University team also found that Japanese corporations provided sex slaves to employees as a "labor management tool to boost the morale and productivity (of conscripted Korean laborers)."

Like military sex slaves, corporate slaves were mostly Korean girls and women forcibly taken to Japan along with other laborers beginning in the late 1930s.

"The same rationale that the Japanese government applied to the use of military sex slaves was applied to the forceful mobilization of industrial sex slaves," wrote Chang and Chin-Sung Chung, a professor of sociology at Seoul National University.

2003.12.26

Top court rejects Filipino women's sex-slave suit

Kyodo News

The Supreme Court on Thursday turned down a ¥920 million damages suit filed by Filipino women forced into sexual slavery for the Japanese military during World War II, ending a court battle waged since 1993.

The suit has been filed by 81 people, including former "comfort women" from the Philippines and relatives of those who have died.

It was turned down by the

First Petty Bench of the top court, according to the women's lawyers.

It was the third decision by the top court on a combined 10 lawsuits filed by mostly Asian women who were taken to frontline brothels to serve Japanese troops before and during World War II. The plaintiffs have lost in the two other cases.

The suit was originally filed by 46 women from the Philippines who said they were sex-

ually abused at frontline Japanese military brothels between 1942 and 1945.

Twelve of the original plaintiffs have since died.

Both the Tokyo District Court and Tokyo High Court turned down their demand.

While avoiding the question of whether the women had suffered as alleged, the lower courts ruled that international laws do not allow individuals to directly sue a foreign country for damages.

Supporters of the plaintiffs said the top court ruling was regrettable, but added that it was the Japanese government that lost the court battle, because the nation was deprived of an opportunity to make amends for its wartime wrongdoing.

Weapons redress OK'd

BEIJING (AP) After weeks of often tense negotiations, China said Thursday it will accept ¥300 million in compensation

sation from Tokyo for dozens of people victimized by abandoned Japanese chemical weapons in a northeastern Chinese city.

One person was killed and 43 injured in October when construction workers in the city of Qiqihar broke open canisters of poison gas left behind at the end of World War II. The disaster caused an uproar in China, where Japan's wartime conduct is still a sensitive issue.

2003.12.26 朝日

元慰安婦の最高裁
上告を棄却
太平洋戦争 旧日本
軍が占領していた朝鮮半島で、日本軍慰安婦にされた女性約20万人が被害を受けたと認め、日本政府は賠償を求めた訴訟で、最高裁は上告を棄却し、元慰安婦の主張を認めず、賠償を認めないとした。判決は、元慰安婦の主張を認めず、賠償を認めないとした。判決は、元慰安婦の主張を認めず、賠償を認めないとした。

平和祈念基金「解散へ」

政府・自民検討

独立行政法人で初

政府・自民等は七日、総務省所管の独立行政法人「平和祈念事業特別基金」(通称「平和祈念基金」)の解散を決定した。中心業務の恩給欠格者に対する「慰藉事業」の歴史的使命が終ったというのが主な理由だ。慰藉の天の下の受け皿としての批判が強い独立行政法人が解散されれば、初めてのケースとなる。

同基金は、第二次世界大戦に従軍した恩給の受給資格(在職十二年など)のない恩給欠格者に、銅杯や慰状、慰労品を贈呈する「慰状・慰労品贈呈事業」や、戦争資料の収集、展示などを行っている。自民党は昨年、厚生労働省に対して、①恩給欠格者に平均年齢が八十三歳と高齢化している②低金利で基金の運営が厳しい③天下りを受け皿となっている④事業の縮小して二〇〇八年度中に解散するよう申し入れた。併せて、四百億円の資本金を取り崩して、存命中に認可法人として設立。昨

の恩給欠格者に十万円、強制留滞者に二十万円を現金支給することなども求めた。

これに対し総務省では、「いつかは後継を終える組織で、引き継ぎの検討は必要だ」と(幹部)として、解散の検討に入った。ただ、資本金はすべて国費から出費したため、現金支給には慎重論も予想される。

同基金は、総務省長官(当時)の私的諮問機関だった戦後処理問題懇談会の報告を受けて、一九八八年七月

に認可法人として設立。昨、現在の職員は十九人で、府、厚生労働省などからの出向職員だ。

* 独立行政法人 官僚の主要天下り先

政府機関や特殊法人に民間の経営手法を取り入れ、効率化を図る目的で設置される独立の法人格を持つ組織。二〇〇一年四月に、国立公文書館や国立美術館、各種研究施設など五十七の政府機関が移行した。昨年十月には、特殊法人からも新たに三十法人が移行し



な。現在、九十三法人あり、今年七月までに百七法人となる。官僚の主要な天下り先で、昨年十月時点で、九十三法人の常勤役員計三百九十七人中、53%にあたる百一十一人が退職公務員だった。中期目標期間終了の第一号となった、教職員を研修する「教員研修センター」は昨年末、大幅な業務見直しを条件に存続が認められた。

2004.1.8 読売

위안부 할머니 2명 다시 추가 확인

60년 넘게 귀국못해

지난 1940년대 일본군 위안부로 끌려갔다가 귀국하지 못하고, 중국 땅에서 60여년 동안 살아온 위안부 할머니 2명이 추가로 확인됐다.

한국정신대연구소는 13일 "지난해 제보를 받고 중국을 방문해 광영남(78)씨와 박차순(80)씨를 찾아냈다"며 "이 중 광씨는 고향 방문을 희망하는 반면, 박씨는 고향 주소를 기억하지 못해 귀환을 망설이고 있다"고 밝혔다. 연구소에 따르면, 광씨는 20



광영남씨



박차순씨

세이던 지난 1944년 중국 신양에서 1년 동안 일본군 위안부로 생활했으며 광복 이후 돌아오는 방법을 몰라 중국에 남게 됐다. 지난 91년 중국인 남편과 사별한 광씨는 현재 중국 안후이(安徽)성에서 혼자 부부와 살고

있으며, 이달 말 백내장 수술을 받을 예정이다.

또 다른 위안부 출신 할머니인 박씨도 20세이던 지난 1942년 일본군에 의해 중국 우창(武昌) 등에 끌려가 4년 정도 위안부 생활을 했다. 박씨는 2차 세계대전이 끝난 뒤 위안소에서 도망 나왔지만, 수치심 때문에 고국에 돌아오지 못하고 중국에서 중국인 남성과 결혼했다. 박씨는 현재 남편과 사별 후 혼자 중국 후베이(湖北)성에서 살고 있다.

김종기기자 knight@chosun.com

慰安婦ハルモニ 2名、中国で追加確認

60年以上も帰国できず

さる1940年代、日本軍慰安婦として連行されたまま帰国できず、中国で60年余りを過ごしてきた慰安婦ハルモニ2名が追加確認された。

韓国挺身隊研究所は13日「昨年情報の提供を受けて訪中し、クック・ヨンナムさん(78)とパク・チャスンさん(80)を見つけ出した。」とし、「このうち、クックさんは故郷訪問を望む一方で、パクさんは故郷の住所を憶えておらず帰還を尻込みしている。」と語った。研究所によると、クックさんは20歳だった1944年、中国の瀋陽で1年間日本軍慰安婦生活をし、光復以後帰国方法が分からず中国に残ることとなった。さる91年に中国人の夫と死別したクックさんは、現在、安徽省で孫夫婦と生活しており、今月末に白内障の手術を受ける予定である。

もう一方の慰安婦出身ハルモニパクさんも、20歳だった1942年に日本軍によって中国の武昌等を引き連れ回され、4年ほど慰安婦生活を送った。パクさんは2次大戦が終わった後に慰安所から逃げ出したが、羞恥心のために故国に帰ることができず、中国で中国人の男性と結婚した。パクさんは現在は夫と死別、ひとり湖北省で暮らしている。

／キム・ボンギ記者

(朝鮮日報 2004年1月14日 社会面)



필리핀 위안부 '고이즈미 화형식' 2차대전 당시 일본군의 위안부였던 필리핀 여성들이 13일 마닐라 소재 일본 대사관 앞에서 고이즈미 준이치로 일본 총리의 사진
대변원 사진을 태우며 항의하고 있다. 이들은 일본 정부의 배상을 요구하고 있다. AFP

フィリピン慰安婦『小泉火刑式』

2次大戦当時、日本軍慰安婦であったフィリピン女性らが13日、マニラ所在の日本大使館前で小泉純一郎日本総理の写真と最高裁判所の写真を燃やし抗議をしている。彼らは日本政府の賠償を要求している。／AFP＝聯合

(朝鮮日報 2004年1月14日(國際面))

今年のセンター試験

世界史に「強制連行」

研究家 疑義多く中立性問題

明治二十年の大學試験の出題史で、当時の音楽としてはなかつた
 左の如きの強制行が選取されて、確定的な事実として取り扱われてい
 ることが分かつた。「強制行」は教科書に記述はあつたものの、疑義も多數出され
 たり、入試問題を通じて、一面的な教科書も亦が確定的な事実として、教
 師のみにては、いかに過激な態度となつたが如し。

世界史の第1回は、アトランタが引かれ、朝鮮と高麗使士だったのが日本、四つの選択服から選案間、ジノツリの方の世政連、総領府が降かれ、近代終による供合と同時に朝鮮、モンタが発表された。動や民族運動に関する、何とて伊藤博文が赴任、要求実施されたが第2、正解はのよっている。例文にある、日本株した朝鮮は日本が明治、次大戦中、日本への強制、平成共平便の本試験値、沼下の朝鮮、という文、拙著以降、初めて獲得し、選が行われたという、昇史でも四選択服のつ

[illegible]

國民教育令と教科書 昭和十一年七月に施行された國民教育令が内地と同様、朝鮮半島の適用されたのは昭和十九年八月に十二月までの4カ月間。それまでは「山算集」や官の簡牘（あつせん）で漢字客の自由意思はあり、後用を以て通順を拉致し、法に基くもの。

のだった。教科書記述に中国半島への配慮を課す「近隣諸国事項」が検定基準に添う「侵略二強制」などの表現に検定違反はつけられたため、朝鮮統治や併合を「侵略」とした教科書もある。強制連行は高校教科書のほまずべて記述があ

解を求め込まれてしまふ。指導。出題。解答。入試の科目。助教授も入試で割れている事業。入試で確定的に扱ふのは中立性。二つの点で問題がある。そして探求。この問題を除外するよう求められている。

あれば、それ以外
る必要はないのではな
い」と話している。

旧軍人属 弔慰金支給が不振

60億円枹わずか8億

近すぎた制度、絞ります
批判

朝鮮人の軍人、軍醫に對する日本政府による再慰金
給付の支給額は、昭和四年八月二日日本政府が華露と中露協定約六十四回を簽さる下回つて
いふ條が、千圓以上は多量に確保されたと説明しているが、申慰金は文藝に於ける死害と
この賠償と異なる。故に支給額が幾何から決つたとして、同制度の成り立ちをも問明がある。
日本人軍人に對する再慰金といふ立場を違へてゐる。

(一)

[illegible][illegible]

一九五一年の貿易請求書
協定などを理由に日本側は
問題間の補償問題は決着済み



松務省の印紙金支給状況

にちまゐっている。同制度は三年間の期間付きであるため請求は今年三月末までに全額提出する。すでに六〇年近く経っている入札業者を戦勝者に限定しているため、在日韓国人共が「入札業者が二

されし朝鮮軍、船出、翌年の賊
没者を、請ふに、賣出た
支給、翌年の上、販を、三四〇
〇人、賣ひ、み、六、四、四、四、
の、支給、を、賣ひ、て、た、が、賣
つて、いる、

し、額は三〇六〇万円、貸付金支給は、六件の総額六四〇〇万円、支給総額は七億九千九百六〇万円、件数八五件、貸付総額は二億六千六百万、貸付件数は二六件に達している。概算では、この年度、昭和四十四年度の間に、

児童手当	児童手当	児童手当	児童手当
支給件数	281件	16件	297件
支給総額	7億3660万円	6億9万円	7億9460万円

資料：日本経済省

も少ない。名不實の所は、甲種牛乳が少いので、牛乳と書ばず、煉乳（〇）と書くといふ。

-19-

明 弘治 庚午 年

100

資料：日本経済省

100

2003.10.31 J.T.

'CRIMES GO UNPUNISHED'

Women brutalized in Congo's civil war

UNITED NATIONS (AP) Women in the Democratic Republic of the Congo have suffered extensively during the country's five-year civil war, from massive rape and sexual violence that goes unpunished to the breakdown of family life, a U.N. adviser told a Security Council meeting Wednesday.

"The law of the gun has devastated the condition of women," Amy Smythe, the adviser on gender issues to the U.N. peacekeeping force in the republic, told the council.

The civil war in the Democratic Republic of the Congo officially ended this year with the creation of a power-sharing government that includes rebel leaders. The vast central African nation's north

and east remain volatile, however, with deadly attacks and ethnic fighting.

The United States organized a Security Council meeting on women, peace and security to mark the third anniversary of a U.N. resolution that committed governments to include women at peace talks while protecting them from the abuses of war.

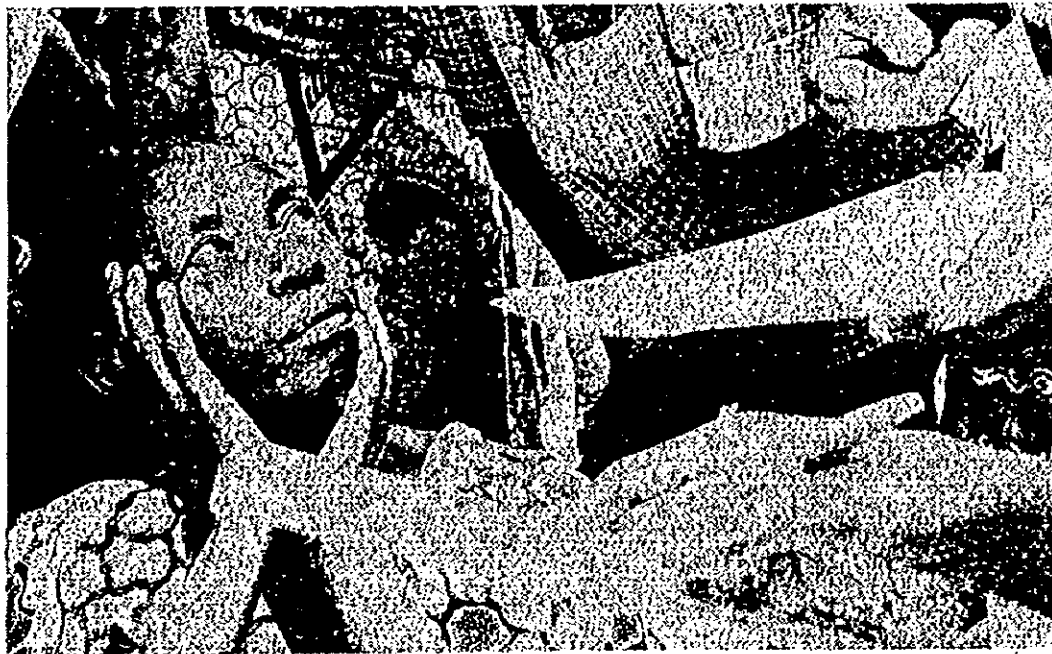
"It's important in terms of consciousness-raising to highlight this resolution and the things that can be done," said U.S. Ambassador John Negroponte. "In modern warfare ... women and children are much more affected than they used to be."

Smythe and other speakers cited some progress in sensi-

tizing governments and U.N. peacekeepers to the plight of women caught up in conflict and the need to include them in postwar decision-making. But it was clear that much more needs to be done to implement the resolution.

In eastern parts of the nation, for example, Smythe said data collected by the U.N. peacekeeping mission, other agencies and local communities showed that tens of thousands of women and girls, and possibly hundreds of thousands, were sexually assaulted during the civil war.

"The consequences for women throughout the Congo have been devastating, as they have suffered the most" from the war, she said.



A DISPLACED CONGOLESE WOMAN waits to get registered on June 18, 2003, at a refugee camp outside the United Nations compound in Bunla. AP PHOTO

2003.11.21 J.7

Rapist handed prison term for crime committed at 15

FUKUSHIMA (Kyodo) A 16-year-old boy who became the first person tried for a crime committed below that age since the Juvenile Law was amended in 2001, was sentenced to prison Thursday for raping and robbing a woman last year.

The youth, tried before the Koriyama branch of the Fukushima District Court, was 15 when he and two accomplices broke into the woman's apartment in Koriyama, Fukushima Prefecture, in September 2002, raped and confined her for 22 hours. They later withdrew ¥160,000 in cash from the victim's bank account by using her card, which they stole; the court said Thursday. After their arrest, the local family court sent the boy's case to prosecutors as the first such action since the Ju-

venile Law amendment, which was prompted by the 1997 murder of an 11-year-old Kobe boy by a 14-year-old youth. The minimum age at which a person can face a criminal trial was cut to 14 from 16.

Presiding Judge Mitsuru Shishido gave the 16-year-old an indefinite prison term of between 3 1/2 and six years. He gave his 17-year-old accomplice an indefinite term of four to seven years. They have not been identified in line with the Juvenile Law. The third party to the crime, Junji Nakashima, 35, was sentenced to 11 years, a term upheld on appeal. He filed a further appeal with the Supreme Court. During the trial, both of the youths pleaded guilty, and their lawyers asked that their cases be returned to family

court after considering that the youths should be given education at a juvenile correctional institution because of the strong possibility that they can be rehabilitated.

Prosecutors demanded a harsher penalty, quoting the victim as saying she wants the perpetrators to stay in prison for life or even until death. Judge Shishido said the youths bear a grave criminal responsibility, even when considering the need to correct the boys. "Given the severe sentence on the part of the victim and also from the perspective of social justice, the youth does not merit transfer to a juvenile correctional facility," he said. He also noted that even prison is primarily intended for inmate reform.

DV加害者に義務教育

女性への暴力(防
止対策として、加害者
の男性への教育に注
目が集まっている。この
分野で成果を挙げている
米国の民間非営利団
体(NPO)のメンバ
ーが来日したのを機
に、実際の取り組みを
聞いた。

(国保 良江)

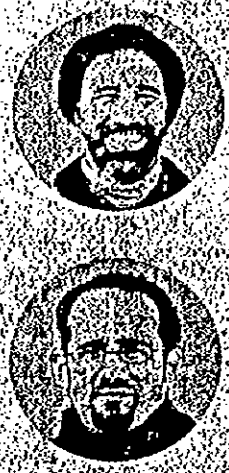
NPOはマリチューセ
ツ州の「メンソリス
スセンター」(スディ
ン・ボトキン代表)写
真)。千葉県が主催し
た「脱「女性に対する暴
力」セミナー」でスタ
ッフが講演した。

「家庭内暴力」ドメス
ティックバイオレンス(D
V)に対し、被害者と加
害者を同時に助けるのが

暴力に頼らない生き方 自ら考えさせる

NPOが報告

米・マ州の取り組み



目的」と、同センターの判所の命令でやってくる
スタッフ、ジャッセル・ブという。
ジッドベリ・カリム。受講の前に、カウンセ
さん「同」は言う。「加害者に面接し、
同州では、DV加害者、どんな暴力を振るった
に教育プログラムの受講、か、アルコールや薬物は
を義務付けている。同セ、使ったかどうかなどを聞

受講40回、20週間なにもなければ修了

ンターはこのプログラム、並行してセンターかを把握する。連絡は女。加害者十二人に、男
を拒む団体の一つだ。25は、被害者である妻や恋 性スタッフが担当する。女二人すつりターがつ
%の加害者がセンターを人など直接連絡を取 教育はグループ制で、
自主的に訪れ、75%が裁り、どんな暴力を受けた 週一回、二時間行われ



加害者教育で注目を集めるマサチューセツ州の「メンソリススセンター」

り戻し、妻や子どもは白て、年間千人以上の男女
分が支配するものにはなを教育、支援している。
く、良きパートナーであ、ボトキン代表は「加害
ることを思い起こさせる、者プログラムの基本は、
ことが大切」と説明す 暴力で人を支配するの
はなく、かわりに新しい
方策を学ばせることで
す」と話した。

50-90%が成功
修了するには、四十回 日本でも、東京や大阪
の受講(欠席は八回ま が始まっているが、ま
で、二十週間暴力を振、まだ模索状態。
るっていないこと、収入 米国の事情を視察し
にに応じた受講料の支払、きた千葉県男女共同参画
い、などが条件。米園に 課副主幹の浅野由美子大
は加害者教育プログラム さんは「加害者教育は必
を受けた人の50-90% だが、もっと若い人
は、その後暴力を振るっ、いかに人を尊敬し
ていないという統計もあ、うか、弱さを表現する
り、同プログラムへの期 を教育することも大事
待は強い。
「メンソリスセン
ター」ができたのは二十
一年前。「DVを終わら
せるには、男性もかわ
る必要がある」と話し合
ったのが始まりだった。
当時は珍しい施設だった
が、いまは各地にある。
ともいる。毎回、どんな
暴力を、なぜ振るったか
などを話し合い、暴力に
頼らない生き方を自ら考
える。
ブラッドベリ・カリ
ムさんは「人間性を取
入のボランティアが

現在同センターの年間
予算は日本円で約五十五
百万円。町、州、連邦政
府の基金や受講料など
でまかなっている。二十
人の有給スタッフと二十
五人のボランティアがい

歓迎したい男女共同参画適正化の動き

正論



高崎経済大学助教授
八木 秀次

▲▲▲ 常軌逸した性別分離排除の運用に当たり「男らしさ」や「女らしさ」を否定することなく、日本の上昇伝統と文化を大切にしたい。これまでの社会の制度や慣習を尊重するなどの慎重に運用するよう求める。前掲が採択された。十月十日には徳島県議会でも「男女共同参画の区別を一切排除し」とする立場が強く示された。あり、教育長が「運動能力が男女別が望ましい」と異議を表明している。

▲▲▲ 九月末の県議会でも問題にはなりましたが「運動能力が男女別が望ましい」とあり、教育長が「運動能力が男女別が望ましい」と異議を表明している。

▲▲▲ 別を排除する原理主義的な分野に参画し、利益も責任も分かち合っているような社会の実現を目指している。昨十一月、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー」を掲げていた。その見解を明らかにした。そのため多くの自治体では「ジェンダーフリー」の語を公文書に使わ

▲▲▲ 別を排除する原理主義的な分野に参画し、利益も責任も分かち合っているような社会の実現を目指している。昨十一月、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー」を掲げていた。その見解を明らかにした。そのため多くの自治体では「ジェンダーフリー」の語を公文書に使わ

▲▲▲ 別を排除する原理主義的な分野に参画し、利益も責任も分かち合っているような社会の実現を目指している。昨十一月、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー」を掲げていた。その見解を明らかにした。そのため多くの自治体では「ジェンダーフリー」の語を公文書に使わ

見逃せぬジェンダーフリー隠し
▲▲▲ 告警では復活し、その視座に立った教育や啓発が行われたことが報告されている。▲▲▲ 語の排除だけでは不十分。政府が「ジェンダーフリー」の語を排除しようが、ジェンダーフリーを否定した条例を制定しようが、その人の通る、現場では「ジェンダーフリー」とばかりにジェンダーフリーに立った政策や教育が行われているのである。相次ぐ男女共同参画に関する適正化の動きを歓迎したいが、政府や自治体が「ジェンダーフリー」の語を公文書から排除したことで喜んではいけない。ジェンダーフリーを否定した条例を制定することと優心してもいけない。条例の運用や推進プランの策定の際にジェンダーフリーに立たないことを求める決議を可決することや安心していい。現場は常々と無視するか、「ジェンダー」に敏感な視点をもつ」と言いつつジェンダーフリー政策を推進するだろう。「ジェンダーフリー」隠しを見逃してはならないのだ。(やぎ ひでつ)

「性差の偏見なくそう」法曹界

弁護士、法学博士、ジェンダー、法学入会設立へ

「男らしくない」「女だから」……。人の行動の当否を判断する時、社会的な性別、ジェンダーの偏見にとらわれてはいないか。6月に発足するジェンダー法学会は、法学者と弁護士たち実務家がともに手を携えて追究していくことを前面に打ち出す。連帯は来年度から開校する法科大学院に広がる。社会的性別にこだわる流れを変えようという思いを共有する人たちが集まる。

(小野智美)

「慰謝料、男らしく」に疑問

自動車事故で亡くなった小学生が将来働いて得られるはずの逸失利益の月額。男子は41万5400円。女子は27万5100円。これが国の自賠責保険金などの支払い基準だ。00年の賃金統計がもとになり、

現在の先進国の中でも大きい男女の賃金格差を子にも背負わせることになる。では、自動車事故で顔に大きな傷が残った時の自賠責保険金額はどうか。法施行令の別表が示している。男子は224万円。女子は224万円。

講義通じて学生にも

来年度開校の早稲田大学法科大学院では、東京都立大学から移る浅倉つとむ教授と林陽子弁護士がジェンダー法の講義を担当。浅倉教授は今夏の動きも注視する。子どもをたたく人連れた女性を国が面倒みるのが「本来の福祉」。子どもを産まない女性の老後を面倒みるのは「本当におかしい」という森喜朗前首相の発言。子どもを産み育てることに「責任を押しつける」という少子化社会

米国の初級ジェンダー法講座を開校したのは60年の後6カ月間、再婚を禁じている。父親が誰か分からなくなる状態を避け、嫡出子かどうかを明らかにするたの1898年(明治31年)からの規定だ。試験問題は、憲法の「法の下の平等」の原則を踏まえてこれを論じるものだった。今年が7回目の挑戦で合格した女性(42)は「通感です」と書き出したという。いまはDNA鑑定などでも父親はわかるのだから。この規定については今夏、国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に「差別的」と勧告している。

来年度開校の早稲田大学法科大学院では、東京都立大学から移る浅倉つとむ教授と林陽子弁護士がジェンダー法の講義を担当。浅倉教授は今夏の動きも注視する。子どもをたたく人連れた女性を国が面倒みるのが「本来の福祉」。子どもを産まない女性の老後を面倒みるのは「本当におかしい」という森喜朗前首相の発言。子どもを産み育てることに「責任を押しつける」という少子化社会

米国の初級ジェンダー法講座を開校したのは60年の後6カ月間、再婚を禁じている。父親が誰か分からなくなる状態を避け、嫡出子かどうかを明らかにするたの1898年(明治31年)からの規定だ。試験問題は、憲法の「法の下の平等」の原則を踏まえてこれを論じるものだった。今年が7回目の挑戦で合格した女性(42)は「通感です」と書き出したという。いまはDNA鑑定などでも父親はわかるのだから。この規定については今夏、国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に「差別的」と勧告している。

米国の初級ジェンダー法講座を開校したのは60年の後6カ月間、再婚を禁じている。父親が誰か分からなくなる状態を避け、嫡出子かどうかを明らかにするたの1898年(明治31年)からの規定だ。試験問題は、憲法の「法の下の平等」の原則を踏まえてこれを論じるものだった。今年が7回目の挑戦で合格した女性(42)は「通感です」と書き出したという。いまはDNA鑑定などでも父親はわかるのだから。この規定については今夏、国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に「差別的」と勧告している。

米国の初級ジェンダー法講座を開校したのは60年の後6カ月間、再婚を禁じている。父親が誰か分からなくなる状態を避け、嫡出子かどうかを明らかにするたの1898年(明治31年)からの規定だ。試験問題は、憲法の「法の下の平等」の原則を踏まえてこれを論じるものだった。今年が7回目の挑戦で合格した女性(42)は「通感です」と書き出したという。いまはDNA鑑定などでも父親はわかるのだから。この規定については今夏、国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に「差別的」と勧告している。

米国の初級ジェンダー法講座を開校したのは60年の後6カ月間、再婚を禁じている。父親が誰か分からなくなる状態を避け、嫡出子かどうかを明らかにするたの1898年(明治31年)からの規定だ。試験問題は、憲法の「法の下の平等」の原則を踏まえてこれを論じるものだった。今年が7回目の挑戦で合格した女性(42)は「通感です」と書き出したという。いまはDNA鑑定などでも父親はわかるのだから。この規定については今夏、国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に「差別的」と勧告している。

売春合法化 タイで動き

女性の保護／課税対象に



NGOエンパワで日本籍を学ぶ女性たち。日本人向けのバーなどで働いている「パンコク」で、木村好子

「売春」の定義が、20万人以上。東南アジア最大の娼業国と見られるタイで、売春の合法化が議論され始めた。タイの事務所がある。その後、時、出勤前の女性たちが、日本人向けのバーや英語を習得に来る。エンパワは、客と入客に必要とする仕事から、自分の権利を守るために開き方を必要とする教室を開いている。

「彼女たちは労働者として保護されていない。適切な合法化は私たちも必要だと感じています」と、エンパワのスタッフ、ジャック・ウィリアムズは言う。タイ東北部の出身、エンパワで日本語を学ぶ20代の女性は月収8千円（約2万2千円）だが、休日は月3日程度、という。病気がどうと何だろと休めば1日1千円の罰金よ。観光シーズンは休日を取り上げられる。それでも彼女の収入はましな方だ。多くが2千

転職政策を求める声も

「パンコク」の繁華街、バンコク・コロムビルに並ぶ通りの雑居ビルに、非政府組織（NGO）エンパワの事務所がある。その後、時、出勤前の女性たちが、日本人向けのバーや英語を習得に来る。エンパワは、客と入客に必要とする仕事から、自分の権利を守るために開き方を必要とする教室を開いている。

省から6千円で、固定給がなく賃金は多くの教次第という女性もいる。だから労働者としての権利は欲しい、と彼女は言う。合法化されれば、客に暴行されたら、償いをとらなければならない。時、警察に訴えることもできる。

「1000億円産業」しかし、合法化論の殆どは女性の権利運動ではなく、タウシン政権の「1000億円の産業」だ。2月、政府の委託を受けた研究機関が、政府の財政基盤強化に関する調査で、売春などヤミ経済への課税を提案した。タイの「売春」産業は年間1千億円の規模とも言われる。売春を合法化して企業として登録すれば課税できるうえ、取り締まりの警察官がからんだわいりもなくなる。ヤミに消えていた莫大な利益を税務所に引きずり出せるというわけだ。

「根底には貧困」売春を単に合法化するのではなく、女性たちの転職を促す政策も打ち出すべきだ。11月27日、約500人が参加した法務省の公聴会では、こんな意見が相次いだ。パネリストとして出席したエンパワのジャック・ウィリアムズも「彼女たちの多くは、職業の選択肢がなかった。売春と表現をせず貧困や教育の問題にも取り組まなければ、税金を取るための合法化でしかない」と話す。一方で、売春行為を公認することは「仏教の教えに反する」と、売春に反対する別の意見も寄せられた。家族という価値観の崩壊をもたらす、との反論、異論もある。

法務省は「結論は急がない。今後も公聴会を開いて、国民的な議論を深めたい」としている。2

刑法大幅改正へ

治安回復策 量刑引き上げ

殺人時刻15年にも見直し

法務省公報した大正九年九月、検察人員は約百七名、職員を中心として凶悪犯する重大な犯罪、凶悪犯の犯罪に對して昨年、法律第二十次改正後、懲罰を罪の重軽に基き、現在、強盜罪の下限は、竊取額は三圓開きは懲罰の刑は、約二十六年、更新、治育所のため、懲役一年以上の有期懲役七年以上に、このため

き、強し、弱は強を傷、五年以上より低い。強
費なし、身体、生命に利益致傷も、無期または

[illegible]

廣告

走る

□ □

離婚成立までは子どもと離

してはいないと入れない」と言

打た

1003

た

九

迎れて実家に戻った。つきま

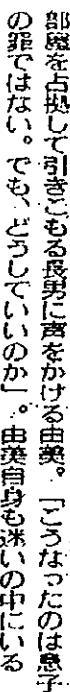
一步を踏み出してほつとし

男が不登校になった。
睡眠障

心を病む良男を「何とかし

「惡魔のような犬は目の前

文中は(仮名)



又作(假名)

TOTVAT 96

Sex offenders facing harsher punishment

Kyodo News

The Justice Ministry is eyeing a drastic Penal Code amendment that would see rapists and other sex offenders punished more severely, ministry officials said Thursday.

The ministry also seeks to increase the penalties for other crimes, and extend the statute of limitations on some, especially murder.

It plans to submit a relevant bill to the Diet next fall.

The move would mark the first overall revision of the Penal Code since it was established in 1907.

The rising tide of sex crimes, including the high-profile gang rapes by university students reported in June, prompted Diet members from the ruling coalition to set up a project team for penal revision.

The team was headed by Chiéko Nōono, a House of Councillors member of the Liberal Democratic Party.

In response to the team's re-

quests to increase sex crime penalties, the Justice Ministry is considering a specific gang rape charge and an extension to the prison term for rape, the officials said.

The ministry said a major Penal Code revision is required due to the need for balance in dealing with sex crimes and other offenses, they said.

Under the current law, rape is punishable by a prison term of two years or more, compared with a prison term of five years or more for robbery.

Some lawmakers noted in Diet debate that the punishment for crimes against property is more severe than for crimes against people.

The criticism prompted the Justice Ministry to consider bolstering the punishment for rape, rape resulting in death, and molestation. It also considered instituting a gang rape charge, as requested by the task force.

Other revisions the ministry is considering include increasing the maximum prison term of 10 years for assault, and lowering the maximum term of 10 years for theft.

The ministry may also extend the statute of limitations on murder, which is currently 15 years, as well as the statute on other serious crimes.

According to a bill drawn up by the project team, gang rape would be punishable by a prison term of at least four years, while the penalty for gang rape resulting in death would be somewhere between six years and life.

The bill also calls for punishment ranging from five years to life for rape resulting in death, instead of the current three years to life.

According to government data, rape victims are on the rise, topping 2,000 for the first time in 2000. In 2002, the number rose to 2,357, up 129 from the preceding year.

女性患者が男性の診察拒否 スカーフ姿の実習生に苦情



仏の病院 イスラム問題

【パリ11日国夫】フランスの病院で、女性患者が男性医師の診察を拒否するなど、宗教の自由を信じるイスラム教徒の慣習を押し通そうとする患者と病院側の対立が相次いでいる。患者の側だけでなく、逆に病院の実習生がスカーフ姿で診察して患者から苦情が出たケースも。仏政府は近く、病院での政教分離を明文化する新法を制定し、問題の解決を目指す。

「妻に触るな」

仏の病院で出産を希望する方へ。産婦人科医が女性であるとは限りません。理解いたさない方への診察には応じかねます。

「こんな服の紙が11月、リヨン中心部の病院「オテル・ド・イユ」の産科の席に掲載された。病院

仏オテル・ド・イユの大学で5日、授業を終え、外でスカーフを着ける女子学生。授業中は着用していないかったという。

「仏医師といえども妻の体には触らせない」との発想を現代医療の場に持ち込むとするイスラム教男性は後を絶たない。女性への問診に本人ではなく付き添いの夫がすべて答える。夫が全検査への同意を求めたりの場合もある。

学校でも論争

仏では、イスラム教の実習生が学校で着用するスカーフをめぐる「宗教の自由か」「公共の場での布教活動か」で論争が起きている。

この問題を協議する大統領府の委員会が03年夏、秋、各地の公共機関で聞き取り調査を実施。その過程で、病院でのスカーフの存在が次々と明らかになった。

この結果を受け、シラク大統領は7日、「一性が異なる」との理由だけで、患者は医師の診察を受ける権利を失うことは許さないと述べた。

拒否できない」と定める。法律の制定を求めた。政

教分離は仏共和国の基本理念。この考えから、市民はおおむねこの方針を支持している。

一方、学校と同様スカーフ着用をめぐるトラブルも最近増えた。病院では末期患者のケアで宗教と協力することが多く、患者の苦痛は医師の側が苦痛する場合だ。

フィガロ・マガジン誌は、診察室でスカーフ姿の職員に出くわした女性患者の証言を紹介。この女性「スカーフはイスラム社会の女性蔑視の象徴」と、受診を拒否したという。

妥協点を探る。スカーフ姿の多くは公立病院に実習に来るインターンのイスラム教女性だ。移民が多いパリ郊外モントルイユにある自治

体組合立病院のクロ、及び北シラックは、側がスカーフ姿を見て、理主義者の診察は、たとえ拒否した例も、たとえ委員会でも、たとえ法律や判例は、立病院職員による職員の宗教の指示を禁じて、一方、インターン、最も深刻でそう簡単に除くできない。朝子で妥協しあったり、拒否しない研究部門にしたりと、病院側が工じているのが現実という。

もつとも、男性患者診察を拒否するイスラム教女性インターン、女性患者を拒否するユダヤ男性インターンの存在報告され、ここまで、宗教の自由も行き過ぎ。患者を分け隔てない医師の基本的な倫理に反する」との批判を、いっている。

政府、政教分離を法制化へ

■ 韓国の現行民法と政府改正案の主な違い

	現行民法	改正草案
戸主の相続事項	戸主に関する規定として相続、分家などの規定あり	戸主・戸主たる配偶者としての規定をすべて削除
戸主の繼承順位	息子・孫・姪・嫁	戸主・直系尊属止
家族の範囲	戸主とその構成員に限定	夫婦を中心に父母両系に拡大
子供の姓	父方の姓	父方の姓を原則とするが、条件付きで母姓の選択も可能
離婚・再婚女性の子供の姓変更の自由	実父の姓から変更不可	家族の許可を得れば変更可能
戸籍制度	戸籍制度	戸籍制を廃止し、1人1姓制度などを今後検討

今日3日、戸制廃止に向けて民法改正案の準備
書類を研ぎだす女性たち。機関紙には「戸
制廃止、女性平等への近道」とある。ソソル声
が、

男女平等期待よそに

[illegible]

保守層や男性
反発なお強く

留野の動きは鈍い。月
月末、国会の法制司法委
員会審査小委に提案され
たが、野陣は進まない。
大橋側附近の不正を通り
国会が空転した事情もあ
るが、最大の原因は野陣
が保守陣には反対が出
ないことだ。

結婚の自由の回復、
 され、主として婚姻の自由
 に使用されるが、改訂では、
 正案は婚姻は禁止し、
 前記に「夫婦」二字を
 とするの語句を、
 関係は、父系
 性制主義から自由國家
 性制主義、その後も家
 族の許可を得た後許可
 した。何より主制禁止
 が女性の社会進出とな
 がる、政府と女性団
 は関係する。
 この裏、婚姻は主
 制主義に、たとえラ
 が適になった、個人
 代に個人主義を、母
 と女性の養育責任を
 個人に開放する、
 口、の「黄色い」方
 子は親の30%を超え
 た。

[illegible]

2004. 1. 15 東京(夕)

文化

「二〇〇二年四月、『婦人からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』、いわゆるDV（ドメスティックバイオレンス）法が制定され、同年十月に施行された。」

従来、「夫婦げんかは大も変わらない」と言われたように、夫や嫁人からの暴力（DV）は「い」にでもある個人的な出来事と考えられてきた。施暴を認じた女性が「一〇〇倍しても」「夫婦の間で済ますから」という夫の一貫で、警察は何もせずには帰ってしまふ。しかし、本当は、警察がいなくなつた後が危ないのだ。

DV法の制定で、このような「法は家庭に入らず」原則が打ち破られた。DV法は明文で「DVは犯罪ともなる行為」だと宣言している。街頭で他人に殴られることも、家の中で夫に暴力をふるわれることも、犯罪行為に該当する限り、同じに扱われなければならない。

今、DV法の改正作業がヤマ場を迎えようとしている。DV法制定は、私的な領域での女性や子どもへの暴力が人間の尊厳そのものを深く傷つける行為であり、許されるべきでないこと、国家に被害者の安全を

大波小波

波小波大

左氏伝研究の「春秋」収録の「春秋」によれば、周の古代、春秋時代と戦國時代では、同じ言葉でも概念に相違があったらしい。

たとえば春秋の「刑」は「過」と不可分だったが、戰國時代の師書は対立概念となり、

政治家の徳

内閣に分かれて行つたといふ。「刑」の本風も、同盟のしるしに商人を痛ける儀礼的なものから、次第に現在の人道的意味を含むに変化した。百禄谷諷光卿と貴族院國の政治家、影子和孟喜母、品市屋らが私たちを惹きつけるのも、彼らが「武」や「刑」よりも「徳」を重んじているからである。彼らの「正義」に政治的基礎があったとしても、その根元には人に対する仁と義があり、机上で作られた「法」に関する常識とは異なる。

順つて、わが國の大正諸公は如何。物收氏の「正義」に与じ、苛酷な年金改訂案を「國のため」に強行する態様に孟喜君の絶叫あり。「刑を以てするも、權を以てするも、强者八道に弱者を打ちこむことなし、最く扶くることなし。弱者を扶くるハ弱者なり、この道の妨め勢害なり。因循相繼むに通ず」と（森藤緑雨）。

折からの正月、「刑」ばかりの世の中に、「マメ」の幽霊しりが聞えて来る。（説書）



戒能
民江

D
V
法
場で
改正
退精

当事者の立場で

退去命令期間の大幅延長や精神的暴力申し立て追加も

かいのう・たみえーお
茶の水女子大生活科学部
教授 1973年、早稲田大
人学院法学研究科博士課
程修了。内閣府男女共同
参画会議女性に対する票
力専門調査会委員、被害
者のためのDV法を求め
る全国連絡会共同世話
人、ジェンダー法学会理
事長などを務める。2002
年度に「ドメスティック
・バイオレンス」で山川
菊栄賞受賞。ほかに「法
女性学への招待」（共
著）、「ジェンダー法学」
（同）など。

話やメールでの接近行為が禁止されておらず、大変便いづら。暴力の加害者を退去させる命令の有效期間
 はたったの二週間である。
 被害者が一番悩むのは、子どものことだ。七割の女性
 が、子どもと一緒に逃げ
 てくる。しかし、まだ離婚
 が成立していない間は、暴
 力夫でも親権者だ。校門の
 前で夫に子どもを連れ去ら
 れたというケースは後を絶
 たない。離婚調停中、学校
 が何の疑いもなく外国人の
 父親に子どもを手渡したケ
 ースでは、子どもの引き渡
 しを命ずる判決が出たが、
 国外に連れ出された子ども
 の行方は、まだにわからな
 い。日本政府は何の手だて
 も講じないという。
 昨年十二月十三日、ロ
 ンドンから二百五十人を招き、参
 加者を募めて、「DV法改
 正全国委員会」が都内で開か
 れた。被害を受けた当事者
 や援助にあたるNG
 O（非政府組織）が、熱気
 あふれるリレートークを繰
 り広げた。
 今回の改正作業はDV法の
 の立法にあたった、参院長
 生田金調査会の調停による
 プロジェクトチームの手で
 進められている。民間シェ
 ルターを中心としたNCCO

は、国会議員への賄賂や関係者への意見交換会を禁じ強く進めてきた。現職の肩を持つことで、国会議員はDV法の問題点や現場のニーズについて、きつに理解を深めたのではないかと懸念。

と云へ、今回の改正作業では、被控を受けた当事者の参画が決定的な影響を与えた。加害者は、主までも追跡してそので、被害者は任意に終せな。被控者は運動なして国民健康保険への加入は難し、子ともの保護個人所申請も大変だ。行政や相談窓口での心ない二次被害の恐れ。さまざまに、までの暴力生活を抜いてきた彼女たちを包むけるる健全な社会と密に立たない法律、決々と懸念されたたちの苦悩によって、事の重大さと深刻さあらためて浮くがされた。当世出

やむを得ない被害者の胸の奥深くに刻まれたことであろう。

もも 同伴する子どもや親族、援助者への保護命令の対象の拡大、退去命令期間の大幅延長、脅迫など精神的暴力でも保護命令を申し立ててできるものにする。ことなれたにも、市町村へのDVセンター設置を可能にすること、行政の自立支援・生活再建支援の義務の明記、民間団体への財政支援など、DV法改正の課題は、はびきりしている。二日も早く、当事者の立場に立つた法改正が実現することを目指したい。

2004.1.21 東京



韓国の新外交通商相

潘基文氏



任命を受けた日の夜、自宅に年外務省(当時)入省後、駐パウル米国務長官から電話が、米公使、米州局長など対米関係に入った。外交通商省に

米国通「スーパー次官」

ただ昨年、イラクへの追加派兵規模を決める青瓦台(大統領府)

は異例。展官は「私を含め、米国内の多くの人があな の要職を経験。一九九三、九四年の第一次北朝鮮核危機では、たを知っており、外交通商相就任を望んでいる」と伝えたとい

る。米通との調整に奔走した。その後、金泳三(キム・ヨシ)元大統領の外交安保首席補佐官、同省次官、盧武鉉(ノ)大統領の外交補佐官を歴任。「万年次官」とやめる米通だからこそ。一九七〇

されたこともあるが「潘」と「半」がハングルで同表記なことにひっかけ、「潘」の「半」ほど仕事ができれば、よくやっていると評価される」という言葉がうまれるほどの「スーパー次官」ぶりだ。韓国

での最終的な会合に呼ばれず、影響力に疑問符がついたことも。大統領批判をした議員の処分、核問題への対応など難問も山積。トップに立った能吏の力量が問われる。一男一女。五十九歳。

(ワウル・韓文通訳)

2004.1.21 産経

75%が飲酒習慣

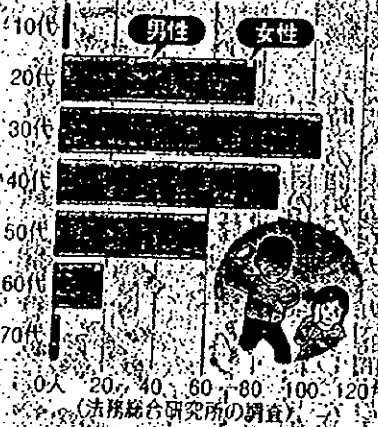
ドメスティックバイオレンス(DV)の加害者は平均年齢は三十九歳。平均年齢は三十九歳で、成立後二年未満が多かった。八歳、約八年にわたり身体的暴力を繰り返した。約75%が飲酒の習慣がある。法務省法務総合研究所が、配偶者などに対する暴力を振るった加害者の事件記録を調べたところ、十八歳までに、こんな実態が浮かび上がった。

平均年齢は三十九歳。平均年齢は三十九歳で、成立後二年未満が多かった。八歳、約八年にわたり身体的暴力を繰り返した。約75%が飲酒の習慣がある。法務省法務総合研究所が、配偶者などに対する暴力を振るった加害者の事件記録を調べたところ、十八歳までに、こんな実態が浮かび上がった。

子供の面前で事件を起したケースは42%もある。深刻な社会問題に発展しているDVの加害者に焦点を当てた初の本格的な調査で、法務省は「適切な被害者保護と加害者の更生プログラムに役立てたい」としている。

調査は平成十三年秋から十四年春までに、配偶者(内縁を含む)を元配偶者に対する殺人、殺人未遂、傷害、DV、防止法違反、威力行使、防止法違反などの事件に刑事処分を受けた加害者三百四十八人

DVの加害者は年齢別にみたDV絡みの事件加害者数



ドメスティックバイオレンス(DV) 配偶者や恋人など親密なパートナーへの身体的、精神的暴力。平成十三年十月施行のDV防止法は「配偶者(内縁関係を含む)からの身体への不法な攻撃」と定義。警察庁によると、法施行から十一年間に全国の裁判所が各警察本部に通知した接近禁止や自主退去の「保護命令」は10万799件。全国の警察本部が受けた相談件数は1万5826件に達した。